

第3回危険物・固体貨物及びコンテナ（DSC）小委員会の結果について

標記会合は、平成10年2月9日から2月13日まで、ロンドンの国際海事機関（IMO）本部において開催された。我が国からは、運輸省関係者13名からなる代表団が出席した。本委員会、主として危険物の運送要件、固体ばら積み貨物に関する安全輸送要件等検討を行なっている。

今次会合の主な審議結果は以下の通り。

1. IMDG コードの様式改正

危険物の海上運送に関する国際規則である国際海上危険物規程（IMDGコード）は、「危険物の輸送に関する国連勧告（UN勧告）」と様式が異なっているため、UN勧告の改正に合わせた改正作業に時間がかかる等の問題があることから、IMDGコードの様式とUN勧告の様式とを合わせる等の様式改正について検討された。

IMDGコードの様式改正に関する作業部会（ETG：Editorial and Technical Group）の第1回検討結果（1997年9月開催）が報告され、今後引き続きETGで検討した後、表方式の「危険物リスト」とともに、IMDGコードの新様式をDSC4に承認のために提出されることとなった。

2. IMDGコード強制化のためのSOLAS条約第 章（危険物の運送）の改正

現行のIMDGコードは、1974年海上人命安全条約（SOLAS条約）の附属書第 章（危険物の運送）A部（容器に収納した危険物又はばら積みの固体危険物の運送）における参照コードであり強制力を有していないため、世界的にIMDGコードへの適合性が低いことが問題視されており、IMDGコードを強制化すべきであるとの国際的な認識から、SOLAS条約の附属書第 章の強制化のための改正案について審議された。

（1）IMDGコード強制化について

我が国は、IMDGコードを強制化に関して以下のような問題点を指摘した。

SOLAS条約の下の強制コードの改正は、条約上の手続きに基づく必要があるため、これまでの改正に更に1年半から2年間の遅れが生じるので2年間隔（UN勧告は2年毎に改正）での改正は難しいこと。

IMDGコード強制化に伴い、各国がコードを遵守しているかどうかを確認するための検査スキーム（例えばコンテナインスペクション又はわが国が行なっている収納検査）が必要であること。

現状のIMDGコードを何らかの形（前部又は一部）で国内規則に取り入れている国は50~60カ国に過ぎず、その他の国で履行できる可能性について。

SOLAS条約の下で、荷送人に対して強制要件をかけられるのかどうか。

上記については、今後更に検討されることとなった。

(2) 強制化の時期について

審議の結果、IMDG コードの強制化については、ほとんどの国々が賛成しているが、強制化の時期について、

IMDG コードの強制化については、検討すべき事項が多く、当初の DSC での目標完了年である 2000 年の DSC5 で IMDG コードを強制化するための SOLAS 第 5 章の改正案を最終化する。

(この場合 2003 年 1 月より強制化)

現在作業中の IMDG コードの様式改定の時期に合わせ、同コードを 2001 年には強制化するために、次回 DSC4 で IMDG コードを強制化するための SOLAS 第 5 章改正案を最終化する。(この場合 2001 年 7 月より強制化)

IMDG コードの強制化については政策的な観点から検討する必要がある、MSC で議論すべし。

IMDG コードの様式改正と強制化は同時に行なうべき(時期未定)

との意見があり、我が国としては 案を主張したが、タイムスケジュールについての議論はまとまらず、次回の MSC69(第 69 回海上安全委員会、本年 5 月開催)以降に再度検討することとなった。

(3) その他

IMDG コード強制化のための SOLAS 条約第 5 章の改正提案の中で、MHB(Materials Hazardous only in Bulk)を危険物として位置付けようとする提案については、

IMDG コードで規定されている危険物と比較して危険性が極めて低く、過去の議論で既に SOLAS 条約上非危険物として取り扱われることとなっていること。

IMO の HNS 条約上も適用外物質(非危険物)として取り扱われていること。

から、MHB を危険物として位置付けようとする提案については反対する旨の発言を我が国が行なったところ、ノルウェー、英国等の支持を受け、SOLAS 条約第 5 章の改正提案の中から削除された。

3. 固体ばら積み貨物の液状化物質判別法について

BC コード(固体ばら積み貨物の安全実施コード)付録 A に載っている液状化物質以外の物質も、液状化するものがあり得ることから、液状化物質の判別法を確立することが求められてきており、我が国は、これまで平成 6 年度から 8 年度まで、液状化物質判別法について調査研究を行ってきた。

その研究成果を DSC2 に提案し、高く評価されたが、十分に検討する時間がなかったため、各国がこの提案を持ち帰って検討することとなり、DSC3 において再び審議されることとなっていた。

我が国の 3 年間の研究プロジェクトにより開発した液状化物質判別法については、更に研究が必要であるとのカナダからの意見、及び、試験方法が完全ではないとのスウェーデンからの意見を踏まえ、内容を整理して次回会合にもう一度提案することとした。

4. 第 29 回 IMDG コード (国際海上危険物規程) 改正

IMDG コードは、UN 勧告の改正に合わせて 2 年に一度改正している。今回は、その第 29 回目の改正に係る審議が行なわれた。

その他の水反応可燃性物質 (固体) (UN3132) の個別スケジュールを追加。

IMDG コードのクラス 4.1 の中の「FIBRES, VEGETABLE, DRY」の個別スケジュールから「Cotton, Dry」(密度が 360kg/m³ (ISO 基準 8115 による) 以上の綿でコンテナに収納された場合) の削除。

容器等級 1 の性能試験に合格した金属性以外の容器の有機過酸化物への使用。について合意され、第 29 回改正に取り入れられることとなった。

5. その他

(1) SOLAS 条約第 -2 章第 54.3 規則の適用範囲の明確化

SOLAS 条約第 -2 章第 54.3 規則は、1984 年 9 月 1 日以降建造された 500G/T 以上の船舶に適用されることになっているが、PSC において、それ以前に建造された船舶にも適合証書が要求されることがあるので、適用範囲を明確にする提案が英国よりなされ審議された。

審議の結果、「1984 年 9 月 1 日以前に建造された船舶には SOLAS 条約第 -2 章第 54.3 規則に係る適合証書は要求されない」ことを明確にするための MSC サーキュラー案が合意され MSC へ送付されることとなった。

(2) オフショアコンテナ等に関する MSC/Circ.613 の改正

IMDG コード及び CSC/Circ.100 と整合させ、コンテナに固定されたりフティング用スリングに関する詳細な要件を追加し、吊り上げ試験に関する規定 (試験方法の明確化) を改正する MSC サーキュラー案が合意され、MSC へ送付されることとなった。